**令和4年3月16日 福島県沖を震源とする地震支援情報**

■り災証明書・被災証明書

　問い合わせ 税務課家屋担当　電話23-2148

■災害ごみの処理

　問い合わせ 環境保全課生活環境担当　電話23-6074

■水道料金・下水道等使用料の減免

　問い合わせ 大崎水道サービス㈱お客様センター 電話0120-366-171

■住宅の応急修理制度

　問い合わせ 建築指導課指導担当　電話23-8057

■大崎市住宅等災害復旧事業

　問い合わせ 建築住宅課住宅担当　電話23-2108

※被災状況写真は、必ず撮影してください。

**り災証明書・被災証明書**

問い合わせ 税務課家屋担当　電話23-2148

　り災証明書は、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものです。

　被災した人からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき、被害の程度を証明します。

　り災の程度は、一棟ごとに母屋で判断し、被害の程度を調査し「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定をします。

　被災証明書は、家財や自動車、農業用機械などの住家以外の被害について、被災状況写真などに基づき、被害の事実を証明します。

※被害状況の調査は現地調査、または写真で行います。

■申請期限

令和4年4月28日（木）

■持参するもの

本人確認ができるもの（運転免許証など）、被害を確認できる写真2～3枚、またはデジタルカメラ・携帯電話で撮影した画像を持参

■申請場所

税務課（市役所本庁舎3階）、または各総合支所市民福祉課税務担当

**災害ごみの処理**

問い合わせ 環境保全課生活環境担当　電話23-6074

**一般災害ごみの処理について**

　手数料の減免を受ける場合、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」が必要ですので、手続きしてください。

■手数料減免申請書の手続き

▶持参するもの

　り災証明書、被災証明書、または被害が分かる写真

▶申請方法

　環境保全課（市役所西庁舎4階）、または各総合支所地域振興課に必要書類を持参し手続き

■受け入れ期間

令和4年5月6日（金）まで　8時30分～正午、13時～16時30分（土曜・日曜日を除く）

※4月29日（金）、5月3日（火）・4日（水）・5日（木）の祝日も受け入れします。

■燃やせる災害ごみ

家財、家具類などの燃やせる災害ごみ

※鏡・ハンガーパイプなどに付いている不燃物は取り除いてください。

▶搬入施設

　大崎広域西部玉造クリーンセンター　電話78-2166

※大崎広域西部玉造クリーンセンターの受け入れは、3月31日（木）までです。

　大崎広域中央クリーンセンター　電話28-2386

　大崎広域東部クリーンセンター　電話43-2597

■燃やせない災害ごみ

ガラス、陶器類などの燃やせない災害ごみ

▶搬入施設

　大崎広域リサイクルセンター　電話28-1756

**コンクリートブロック・瓦（屋根瓦）の処理について**

　市が指定する場所に、無料で受け入れします。詳しくは、環境保全課へ問い合せください。

▶搬入方法

　直接搬入

▶持参するもの

　り災証明書、被災証明書、または被害が分かる写真

■受け入れ期間

令和4年5月6日（金）まで

※すでに、処理業者に依頼し対応した場合についても、環境保全課に問い合わせください。

**水道料金・下水道等使用料の減免**

問い合わせ 大崎水道サービス㈱お客様センター 電話0120-366-171

　令和4年4月請求分の水道料金・下水道等使用料を次のとおり減免します。水道料金および下水道等使用料から一括減免します。

■対象

断水地域内（松山・鹿島台・田尻地域）の水道および下水道の使用者

■減免割合

基本料金の2分の1

**住宅の応急修理制度**

問い合わせ 建築指導課指導担当　電話23-8057

　地震災害で被害を受けた住宅のうち、対象となる住宅に一定の範囲内で応急処理を行います。

■対象

り災証明書で「準半壊」以上の被害を受けた住宅で、そのままでは住むことができない状態にあり、修理を行うことで避難所への避難を要しなくなる世帯（自らの資力では修理を行うことができない人が対象）

■対象の工事

住宅の居室、台所、便所など、生活に欠かせない部屋のうち、次に該当する修理

❶屋根、柱、床組、外壁、基礎などの応急修理

❷ドア、窓などの開口部の応急修理

❸上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理

❹衛生設備などの応急修理

※内装（壁紙、間仕切り壁、ふすま、床組み工事を伴わない畳・フローリングの交換）の修理、地震被害と直接関係のない部分の修理、家電製品、家具などの修理は対象外です。

■工事費の限度額

「半壊」以上の被害を受けた住宅：59万5千円

「準半壊」の被害を受けた住宅：30万円

※修理費用は、市が修理した業者へ直接支払います。被災された人への支払いはありません。

※限度額を超えた額は、自己負担となります。

■工事の完了期限

令和4年6月15日（水）まで

■必要書類

❶災害救助法の住宅の応急修理申込書❷り災証明書の写し❸修理前建物の被害状況が分かる写真❹修理見積書❺資力に関する申出書（中規模半壊、半壊、準半壊の場合のみ）❻住宅の被害状況に関する申出書❼誓約書❽債権者登録書類（法人用、個人用）

※❷❸以外は、受付窓口に備え付けてあります。

■申請方法

工事に着手する前に、建築指導課、または各総合支所地域振興課に必要書類❶～❽を持参し申請

※申請前に工事着手したものについても、修理費用の支払いが済んでいない場合は対象となります。

■申請場所

建築指導課指導担当（市役所東庁舎3階）、または各総合支所地域振興課

**大崎市住宅等災害復旧事業**

問い合わせ 建築住宅課住宅担当　電話23-2108

　地震災害で被害を受けた住宅およびその敷地の全部または一部について、被災住宅および被災宅地の復旧に必要な経費の一部に補助金を交付します。

　申請の受け付けは、令和4年4月1日㈮からとなりますが、事前に相談してください。

■対象事業

1.被災住宅復旧事業

・被災住宅の補修に要する経費

・被災住宅の解体撤去に要する経費

・被災住宅に代わる住宅の建築または購入に要する経費

2.被災宅地復旧事業

●被災宅地の復旧に要する経費

■補助対象者

次の❶～❺の要件をすべて満たす人

❶次のいずれかに該当すること

被災住宅または被災宅地の所有者

●被災住宅の所有者が居住していない場合で、所有者から本事業実施の同意を得た被災住宅の所有者の配偶者等

❷災害救助法による住宅の応急修理制度による救助を受けていないこと

❸被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援制度の加算支援金の支給を受けていないこと

❹住宅等災害復旧事業を行う住宅に居住していること

❺市内に住所を有すること

■対象条件

・工事費用が10万円（消費税相当額を除く）以上であること

・工事が申請した年度の3月20日までに終わること

※原則として申請前に工事着手した場合は、補助金の対象外となりますが、緊急を要する工事はこの限りではありません。

■補助金の額

対象となる工事費の10％（限度額20万円）

■申請方法

事前相談の際に配付している、「大崎市住宅等災害復旧事業補助金交付申請書」に必要事項を記載し、必要な書類を添えて申請

■申請場所

建築住宅課住宅担当（市役所東庁舎3階）、または各総合支所地域振興課